

地域子ども・子育て支援事業(11事業)の評価まとめ

1 利用者支援事業	
事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する。
質問・意見等	・タブレット端末の利用方法は？子どもに使用させるということではないと認識してよいか。 →保護者等への説明に使用している。
2 地域子育て支援拠点事業	
事業内容	妊婦や乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施する。
質問・意見等	・子育て支援センターの一覧について、障がいのあるお子さんの利用に対応できる施設などの表示があると利用しやすい。 ・子育て支援センターが相互に情報を交換し、問題発生時の対応について共有できる機会があるとよい。
3 妊婦健康診査	
事業内容	妊婦の健康の保持・増進および疾病の早期発見のため、医療機関および助産所で、妊婦に必要な検査・計測・保健指導を実施する。妊婦健康診査にかかる費用については、妊娠届出の際に妊婦健康診査助成券を交付し、助成を行う。
質問・意見等	・非課税世帯の妊婦健診の無料化について、良い取組なので周知してもらいたい。 ・非課税世帯の妊婦健診の無料化について、申請しなくて良い方法など対象者が利用しやすい仕組みについても検討してもらいたい。
4 乳児家庭全戸訪問事業	
事業内容	生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を、嘱託訪問指導員(看護師)などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。
質問・意見等	・日頃から見守りができるように、民生委員・児童委員との連携、情報共有について、今一度検討をしてもらいたい。
5 養育支援訪問事業	
事業内容	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、構成員の専門性強化と連携強化を図る取り組みを実施する。また、若年の妊婦および妊婦健康診査未受診などの妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭などを対象に、保健師や保育士などが家庭訪問を実施し指導や助言などを行う。
質問・意見等	・幼児健診の問診により虐待のリスクをチェックし、子ども相談室につながるケースがあるということだが、検診未受診者への対応はどうなっているのか。 →未受診者への自宅訪問等を行っている。 ・小学生や中学生の虐待について、どこに相談すべきか悩むことがある。
6 子育て短期支援事業	
事業内容	保護者が病気や仕事などにより一時的に子育てが困難となった場合で、他に養育する方がいない家庭の児童(生後3か月から18歳未満)を、原則7日間児童福祉施設で預かることで、その家庭への子育て支援を図る。

質問・意見等	・特になし
7 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
事業内容	小学生以下の児童を有する子育て中の保護者で、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、当該援助を行うことを希望する者(援助会員)を会員として、その会員間の連絡・調整を行う。学校の迎えや帰宅後の預かりなどの育児援助活動を行うことにより、地域の子育て支援を行う。
質問・意見等	・子どもを預かる場所について、自宅だけでなく児童館なども利用できるようになったのは良いと思う。 ・ファミリー・サポート・センター事業を通じて依頼会員と援助会員が地域の中で顔の見える関係性ができるので、地域づくりにつながる重要な事業だと思う。 ・援助会員が64人増えたことは良いこと。
8-(1) 一時預かり(幼稚園)	
事業内容	教育標準時間認定を受けた幼児について、幼稚園において教育標準時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う。在園児について、認定こども園および幼稚園で受け入れることにより、広く子育て世帯の支援を図る。
質問・意見等	・保育士等の確保が大変だという話をよく聞く。
8-(2) 一時預かり(その他)	
事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育所や子育て支援拠点やその他の場所で、乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う。
質問・意見等	・特になし
9 延長保育事業	
事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日や時間に、認定こども園、保育所などにおいて保育を実施する。
質問・意見等	・24時間保育(夜間保育)をしている施設の環境(面積や園庭等)について知りたい。
10 病児保育事業	
事業内容	病児や病気の「回復期」にあつて保育所などに通所できない児童に対して、保育所、病院などに付設された専用スペースにおいて一時的に預かる。
質問・意見等	・特になし
11 放課後児童健全育成事業	
事業内容	就労などにより昼間家庭に保護者がいない世帯で小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や土曜日、夏休みなどに小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びおよび生活の場を提供する。
質問・意見等	・児童クラブの待機児童について、当落の基準を知りたい。 ⇒学年、保護者の就労状況などの採点基準に基づき決定している。 ・定員拡大予定の学校について、空き教室等の確保状況を知りたい。 ⇒清田小:普通教室、港小:ミーティングルーム、小松台小:資料室を活用予定。